

【有償日常生活支援サービス事業重要事項説明書】

1 運営の方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他生活全般にわたる支援を行います。

2 事業所の概要

名称	ホームヘルプステーションアザレアン
所在地	長野県上田市真田町長 7329 番地 4
種類	訪問介護
介護保険指定番号	長野県 2072200385
電話番号	0268-75-1203
管理者	尾澤 美恵
開設年月	平成 12 年 3 月 15 日

3 事業実施地域及び営業時間

通常の実施地域	上田市
営業日	365 日・年中無休
サービス提供時間	24 時間（通年）
受付時間	月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

4 サービスの概要

- (1) 身体介護… 食事介助・排泄介助・入浴介助・更衣介助・安否確認・認知症の方の見守り・外出の付き添い その他ご相談に応じます。
- (2) 家事援助… 調理・洗濯・掃除・買い物・衣替え その他ご相談に応じます。

5 利用料金

基本サービス (365 日) 30 分以上 1 時間未満	延長料金 15 分単位	時間帯加算 6:00～8:00	時間帯加算 18:00～22:00	時間帯加算 22:00～6:00
2,000 円	400 円	25%増	25%増	50%増

※ 消費税別（利用料金には別途消費税がかかります。）

※ 介護保険サービス利用後、引き続き本サービスを提供する場合は 15 分単位で利用可能。

(2) 加算料金

* 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、サービス提供の提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

* 利用者のご都合でサービス利用をキャンセルする場合

利用の 12 時間前までに連絡がなくキャンセルする場合、当該料金の 100% のキャンセル料がかかります。

□ お支払い方法

請求書は 1 か月ごとに計算し、利用明細をそえて、利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。お支払い方法は銀行振り込み、口座自動引き落としの 2 通りの中からご契約の際に選べます。

尚、お支払いは、請求月の月末までをお願いいたします。

6 利用の中止・変更・追加

- ① 利用予定日の前に利用者の都合により、サービスの利用を中止・変更・又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所にお申し出ください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申しでされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定時間の 12 時間前までに申し出があった場合	無料
利用予定時間の 12 時間前までに申し出がなかった場合	当該基本料金の 100%

- ③ サービス利用の変更追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用日時を利用者に提示して協議します。
- ④ 利用者又は家族が、事業者や職員又は他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為（身体的暴力及び精神的暴力（大声を出す・怒鳴る等））並びにセクシャルハラスメント（必要なく手や腕を触る等のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合は契約を中止します。

7 サービスの利用(実施時)に関する留意事項

項目	内 容
サービス提供を行う訪問職員	サービス提供時に担当の訪問職員を決定します。但し、実際のサービス提供に当たっては複数の訪問職員が交替でサービス提供します。
利用者から訪問職員の交替の申し出	選任された訪問職員の交替を希望する場合には、交替を希望する理由を明らかにして事業所に対して訪問職員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問介護員の指定はできません。
事業所からの訪問職員の交替	事業所の都合により、訪問職員を交替することがあります。交替する場合は、契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮します。
定められた業務以外の禁止	利用者は当事業所が提供するサービス内容以外の業務を事業所に依頼することはできません。
サービスの実施に関する指示等	サービスの実施に関する指示等は、すべて事業所が行います。但し、事業所はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。
備品等の使用	サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。訪問職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
内容の変更	利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は変更した内容と時間に応じた利用料金を請求します。

※ 訪問職員の禁止行為

利用者に対するサービスの提供にあたり、次に該当する行為。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません
- ④ 利用者もしくはその家族等の同意なしに行う飲酒及び喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動
- ⑥ その他、利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ⑦ 利用者を職員の車に同乗させる行為

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等あった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡をします。

医療機関 の名称		診療科目	
主治医 氏名		連絡先	
家族 氏名			(続 柄)
家族 連絡先			

9 非常災害対策

非常災害その他、緊急の事態に備えて安全の確保をします。

10 守秘義務に関する対策

事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また退職後においてもこれらの秘密を保守します。

11 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のための職員教育を行います。

12 身体拘束の禁止

利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

13 苦情の受付

苦情受付担当： 管理者 尾澤 美恵 電話 0268-75-1203
FAX 0268-75-1204

① 第三者委員会

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける機関です。

第三者委員氏名	FAX番号・メールアドレス
木下 文夫	0268-23-5081
小市 正輝	0268-72-3914
牧内 勝年	0268-72-2569
飯島 恵美	megumi-i@thereisno-planetb.com

1 4 当法人の概要

定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

①特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

①老人短期入所事業の経営

②介護予防老人短期入所事業の経営

③老人デイサービス事業の経営

④介護予防デイサービス事業の経営

⑤認知症対応型共同生活援助事業の経営

⑥介護予防認知症対応型共同生活援助事業の経営

⑦老人居宅介護等事業の経営

⑧介護予防老人居宅介護等事業の経営

⑨障害福祉サービス事業の経営

⑩小規模多機能型居宅介護事業の経営

⑪介護予防小規模多機能型居宅介護事業の経営

⑫認知症対応型通所介護事業の経営

⑬介護予防認知症対応型通所介護事業の経営

⑭日常生活支援総合事業の経営

定款の公益を目的に定めた事業

(3) 公益事業

①訪問看護事業

②居宅介護支援事業

③訪問入浴介護事業

④宅老所スポットステイ（宿泊）事業

⑤地域交流施設アゼリアの管理運営

⑥地方自治体からの指定管理業務事業

⑦有償日常生活支援サービス事業

⑧サービス付き高齢者向け住宅の経営事業

⑨企業内保育所の経営事業

1 5 その他

令和 年 月 日

事業所所在地	長野県上田市真田町長 7329 番地 4
名 称	ホームヘルパーステーションアザレアン
管理者	尾 澤 美 恵

有償日常生活支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 氏 名 _____

私は、本書面に基ついて事業所から重要事項の説明を受け、有償日常生活支援事業サービス提供開始に同意しました。

〈利用者〉 住 所

氏 名

〈代理人〉 住 所

氏 名 _____